

第3章 一時保護業務の実施状況

1 一時保護

(1) 年度別一時保護所入所児童数

令和6(2024)年度の一時保護状況については、一時保護実人員は昨年度から約3.3%増加した。また、一日当たり平均保護人員は定員の約78.0%だった。一方で、一人当たりの平均保護日数については、昨年度と比較し約2.2%の減少となっている。なお、一時保護延人員は4年連続で増加しており、昨年度から約1.1%増加している。

一時保護児童数年度別比較

年 度 区 分	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)
一時保護実人員	219人(108)	187人(98)	169人(80)	153人(73)	158人(87)
一時保護延人員	6,431人・日	6,698人・日	6,964人・日	7,032人・日	7,109人・日
一日平均保護人員	17.6人	18.4人	19.1人	19.1人	19.5人
1人当たり平均保護日数	29.4日	35.8日	41.2日	46.0日	45.0日

(注) () 内数字は女児数

(2) 月別一時保護所入所児童数

月 別 区 分	当月入所実人員 (人)			延人員 (人・日)	一日平均 保護人員 (人)
	男	女	計		
4	15(7)	15(8)	30(15)	547	18.2
5	6	5	11	579	18.7
6	6	6	12	571	19.0
7	6	7	13	508	16.4
8	6	8	14	635	20.5
9	5	11	16	640	21.3
10	1	4	5	687	22.2
11	6	6	12	624	20.8
12	4	6	10	591	19.1
1	5	8	13	601	19.4
2	5	4	9	551	19.7
3	6	7	13	575	18.5
合 計	71	87	158	7,109	19.5

(注) 当月入所実人員の4月()内は、前年度からの継続入所分を内数として記載

(3) 児童相談所別一時保護所入所児童数

児童相談所別一時保護児童数は、一時保護実人員で中央児童相談所が91人（前年73人）、県南児童相談所が42人（前年度52人）、県北児童相談所が25人（前年度28人）となっている。

区分 児相別	一時保護実人員（人）			一時保護延人員（人・日）		
	男	女	計	男	女	計
中央児童相談所	38	53	91	1,319	2,257	3,576
県南児童相談所	22	20	42	1,288	1,123	2,411
県北児童相談所	11	14	25	719	403	1,122
合 計	71	87	158	3,326	3,783	7,109
構成比（%）	44.9	55.1	100.0	46.8	53.2	100.0

(4) 一時保護専用施設入退所状況

令和2(2020)年4月から、児童養護施設 きずな内（定員6名）に、令和5(2023)年4月から児童養護施設 養徳園内（定員4名）に、それぞれ「一時保護専用施設」が開設された。一時保護所同様、児童相談所から一時保護児を預かっているが、近隣の市町から保護した学齢児を原籍校に登校支援するなど、柔軟な支援を行っている。（委託一時保護人数の再掲）

ア きずな

区分 児相別	保護人数		退所先			
	一時保護 実人員 (人)	一時保護 延人員 (人・日)	児童福祉 施設	里親	帰宅	その他 (保護先の変 更や次年度継 続保護等)
中央児童相談所	34	1,197	8	3	19	4
県南児童相談所	6	371	1		3	2
県北児童相談所	8	293			5	3
合 計	48	1,861	9	3	27	9

イ 養徳園

区分 児相別	保護人数		退所先			
	一時保護 実人員 (人)	一時保護 延人員 (人・日)	児童福祉 施設	里親	帰宅	その他 (保護先の変 更や次年度繼 続保護等)
中央児童相談所	5	350	2	0	1	2
県南児童相談所	0	0	0	0	0	0
県北児童相談所	14	966	3	1	8	2
合 計	19	1,316	5	1	9	4

(5) 一時保護所入所状況(年度別・相談種別)

ア 養護		(単位：人)				
年齢別	年度別	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	合 計
令2 (2020)		34	61	32	24	151
令3 (2021)		26	44	30	39	139
令4 (2022)		25	41	32	14	112
令5 (2023)		16	45	31	18	110
令6 (2024)		23	45	29	19	116

イ 養護のうち主訴が虐待であったもの（再掲）		(単位：人)				
年齢別	年度別	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	合 計
令2 (2020)		20	46	24	15	105
令3 (2021)		16	32	20	32	100
令4 (2022)		17	30	26	10	83
令5 (2023)		12	36	25	14	87
令6 (2024)		20	37	23	12	92

ウ 非行		(単位：人)				
年齢別	年度別	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	合 計
令2 (2020)			1	20	15	36
令3 (2021)			1	12	13	26
令4 (2022)			2	18	15	35
令5 (2023)				16	12	28
令6 (2024)				7	4	11

エ 育成		(単位：人)				
年齢別	年度別	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	合 計
令2 (2020)			5	20	7	32
令3 (2021)			6	7	9	22
令4 (2022)			8	8	6	22
令5 (2023)			1	11	3	15
令6 (2024)			2	12	2	16

(6) 一時保護所退所状況(年度別・相談種別)

(単位：人)

		児童 養護施設	児童自立 支援施設	帰 宅	里親委託	その 他	翌 年 度 継続保護	計
令 2 (2020)	養 護	19		17	2	3	5	46
	虐 待	37	2	57	2	1	6	105
	障 害							
	非 行	6	5	19		4	2	36
	育 成	8	9	9	1	4	1	32
	その 他							
	計	70	16	102	5	12	14	219
令 3 (2021)	養 護	15	1	17	3	1	2	39
	虐 待	28	1	57	3	3	8	100
	障 害							
	非 行	3	2	15		2	4	26
	育 成	3	2	11	1	1	4	22
	その 他							
	計	49	6	100	7	7	18	187
令 4 (2022)	養 護	12	2	8	1	0	6	29
	虐 待	22	3	46	4	3	5	83
	障 害							
	非 行	4	8	13	4	3	3	35
	育 成	4	6	9	0	1	2	22
	その 他							
	計	42	19	76	9	7	16	169
令 5 (2023)	養 護	11	0	10	1	0	1	23
	虐 待	21	5	46	4	0	11	87
	障 害							
	非 行	2	5	14	1	4	2	28
	育 成	2	3	9	0	0	1	15
	その 他							
	計	36	13	79	6	4	15	153
令 6 (2024)	養 護	5	5	11		1	3	25
	虐 待	37		46	8	1	11	103
	障 害							
	非 行	1	2	7		1	2	13
	育 成	5	5	6		1		17
	その 他							
	計	48	12	70	8	4	16	158

2 委託一時保護

児童を一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、当該児童を医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者に一時保護を委託している。

(栃木県総計)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童立支援施設	児童自理施設	児童心療施設	障害児関施設	児童係設	その施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護(虐待)		133	53				11	1	22	84	304		12,272	54
養護(その他)		66	11				6		29	45	157		4,660	11
障害							1				1		13	1
非行		12							2	13	27		683	
育成		3								6	9		276	2
その他														
計		214	64				18	1	53	148	498		17,904	68
延日数		7,651	3,648				1,523	6	1,387	3,689	17,904			

(中央児童相談所)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童立支援施設	児童自理施設	児童心療施設	障害児関施設	児童係設	その施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護(虐待)		74	29				7		18	45	173		7,192	38
養護(その他)		34	5				3		17	22	81		2,373	4
障害														
非行		9							1	8	18		453	
育成		1									1		19	
その他														
計		118	34				10		36	75	273		10,037	42
延日数		4,521	2,094				494		870	2,058	10,037			

(県南児童相談所)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童立支援施設	児童自理施設	児童心療施設	障害児関施設	児童係設	その施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護(虐待)		33	18				4		2	25	82		3,522	10
養護(その他)		16	2						2	11	31		436	1
障害							1				1		13	1
非行		3							1	5	9		230	
育成		2								2	4		60	
その他														
計		54	20				5		5	43	127		4,261	12
延日数		1,271	1,157				830		83	920	4,261			

(県北児童相談所)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童立支援施設	児童自理施設	児童心療施設	障害児関施設	児童係設	その施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護(虐待)		26	6						1	2	14	49	1,558	6
養護(その他)		16	4				3		10	12	45		1,851	6
障害														
非行														
育成										4	4		197	2
その他														
計		42	10				3	1	12	30	98		3,606	14
延日数		1,859	397				199	6	434	711	3,606			